

労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！

事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければなりません。労働災害のひとつである「じん肺」については、国において、粉じんの発生する職場で働く労働者を守るために「じん肺法」や「粉じん障害防止規則」等が施行されています。

事業主の皆様におかれましては、じん肺被害をはじめとする粉じんを吸入することによって発生する健康被害から労働者を守るため、具体的な取組みとして、防塵マスクの着用などの安全対策の徹底に努めていただくようお願いいたします。